

平成十四年十一月二十八日提出
質問第一七号

請願法による請願の処理に関する質問主意書

提出者
川田悦子

請願法による請願の処理に関する質問主意書

憲法十六條は請願権を保障し、それを受けて請願法が定められている。同法は、「請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」（五條）と規定している。この「誠実な処理」には、請願内容に対する誠実な処理とともに、少なくとも請願者に対し、その処理の経過・結果を告知することも含まれると解されるが、政府の見解はどうか。

右質問する。